

## 三ヶ所小学校 いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト

記入者氏名( )

## 【点検項目】

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			ア	イ	ウ	エ
			できている	おおむねできている	あまりできていない	できていない
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立していますか。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	5	道徳や学級活動・児童会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導ならびに助言が行われていますか。				
	6	教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	7	いじめを行う児童への対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	8	いじめられる児童への対しての対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	9	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
早期発見・早期指導	10	日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	11	児童が発する危険信号を見逃さないために、児童の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めていますか。				
	12	養護教諭・他学年職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	13	いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っていますか。				
	14	学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ教育センター等関係機関との連携を図っていますか。				
	15	児童のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできるような教育相談体制が整備されていますか。				
	16	教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制となっていますか。				
	17	児童の個人情報について適切に管理され取り扱われていますか。				
家庭地域との連携	18	学校・学級通信等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築けていますか。				
	19	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっていますか。				
	20	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。				
問題点や今後の改善策等(うまくできない理由や改善のアイデア等ありましたら記入してください)						

## 五ヶ瀬中学校 いじめ問題への取組徹底のためのチェックリスト

記入者氏名( )

## 【点検項目】

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			ア	イ	ウ	エ
			できている	おおむねできている	あまりできていない	できていない
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立していますか。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	5	道徳や学級活動・生徒会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導ならびに助言が行われていますか。				
	6	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	7	いじめを行う生徒への対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	8	いじめられる生徒への対しての対応について、職員間で共通理解・共通実践はできていますか。				
	9	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
早期発見・早期指導	10	日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	11	生徒が発する危険信号を見逃さないために、生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めていますか。				
	12	養護教諭・他学年の職員・部活動担当職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	13	いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っていますか。				
	14	学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ教育センター等関係機関との連携を図っていますか。				
	15	生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできるような教育相談体制が整備されていますか。				
	16	教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制となっていますか。				
17	生徒の個人情報について適切に管理され取り扱われていますか。					
地域との連携	18	学校・学級通信等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築けていますか。				
	19	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっていますか。				
	20	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。				
問題点や今後の改善策等(うまくできない理由や改善のアイデア等ありましたら記入してください)						